

第7回軽米町議会定例会

平成28年 3月 7日(月)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 茶屋 隆 君
- 2番 中村 正志 君
- 11番 細谷地 多門 君
- 3番 田村 せつ 君

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君
税務会計課	長	山田元君
町民生活課	長	中野武美君
健康福祉課	長	川原木純二君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	新井田一徳君
農業委員会会長		日山一夫君
監査委員		瀧澤英敬君
教育委員	長	戸草内勝夫君
農業委員会事務局	長	高田和己君
選挙管理委員会事務局	長	日山充君
健康ふれあいセンター	所長	川原木純二君
水道事業	所長	新井田一徳君
再生可能エネルギー推進室	長	平俊彦君
税務会計課担当主幹		於本一則君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局主任	主査	橋本邦子君
議会事務局	主査	鶴飼義信君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
3月3日の町長の施政方針演述に対し、山本幸男君、古舘機智男君、松浦満雄君から追加の質問提出がありました。内容はお手元に配付してございます。
本日の一般質問は、通告順によって7番、茶屋隆君、2番、中村正志君、11番、細谷地多門君、3番、田村せつ君の4人とします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎一般質問

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
質問通告に基づき、順番に発言を許します。
-

◇7番 茶屋 隆 議員

- 議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

- 7番（茶屋 隆君） おはようございます。トップバッターということで緊張しております。今回の一般質問は9名ということで、私が議員になってからは初めてだと思います。いずれにいたしましても建設的に質問いたしますので、町長、当局におかれましては誠意ある明快な答弁をお願いいたします。
それでは、通告しておきました2点について質問いたします。
まず1点目、ふるさと納税についてですが、私は平成26年の9月定例会の一般質問で、寄附金の活用について町では5事業を指定しているが、内容が漠然とし過ぎて、何をやるのかわかりづらい、できれば見ただけで具体的に何をやるのかわかるような事業名にし、あわせてお礼品に町の特産品を送ることを考えてみてはどうかという質問に、町長は寄附をいただいた皆様に事業の具体例を示すことができるよう、総合的に検討するということでした。また、お礼品につきましては、当初よ

り品数もふえ、多少改善されてきたとは思いますが、まだ目玉になるようなものはありません。現在町としてふるさと納税の寄附拡大に向けてどのような取り組みをやっているのか、また納税寄附金の現況はどうかお伺いします。

2点目、平成26年度のふるさと納税額は、総務省のデータによれば、全国1,741市町村のうち軽米は1,497番目と、非常に低いと思います。ちなみに、二戸市は全国で166番、軽米とは1桁違います。金額でも軽米は45万円、二戸市は4,550万円と、これもまた2桁も違います。ほかにも、八戸市255番目、2,785万円、一戸町427番目、1,136万円と大きく差をつけられています。このように他町村と比較すれば非常に低いと思いますが、このことをどのように捉え、多くするための具体的取り組みを考えているのかお伺いします。よろしくお願ひします。

済みません、議長、ちょっとストーブが熱過ぎると思いますけれども、もうちょっと弱くしてもいいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員のふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと支援寄附、いわゆるふるさと納税につきましては、平成20年度に条例制定し、取り組んできたところでありますが、寄附金額が伸び悩んでおり、全国的な趨勢としてお礼品を充実させる自治体が多いことから、平成26年度に見直しを行い、お礼品の充実を図ってきたところであります。

お礼品の内容でございますが、見直し以前は一律に600円程度の雑穀スティックとしておりましたが、寄附金額に応じて、例えば1万円までの方には2,000円程度、3万円までの方には6,000円程度、5万円までの方には1万円程度のものに見直しを行いました。また、それぞれの段階に11から18種類の詰め合わせセットを設定した上で、寄附者から希望のセットを選択していただくこととしたところであります。見直し後の内容につきましては、ホームページでの紹介や在京軽米会などでのPRのほか、ふるさと納税の情報発信を行う民間のホームページを活用しているところでございます。

平成27年度の寄附金額につきましては、本年2月末時点ではありますが、寄附者は56名、寄附金額は114万7,000円となっております。

次に、現状をどのように捉え、寄附金を多くするための取り組みを考えているかについてお答えいたします。平成26年度のふるさと納税につきましては、11件、45万円と、茶屋議員のご指摘のとおり、他の市町村と比較し非常に低い実績でございました。しかしながら、お礼品の見直しを行った結果、平成27年度はまだまだ他の市町村と比較し低い実績ではありますが、着実にその成果があらわれてきて

いるところであります。つきましては、今後多くの人に興味を持ちつつ、喜んでいただけるようなお礼品目や詰め合わせセットの見直しを行うとともに、ホームページの改善など寄附しやすい環境の整備に取り組み、納税額の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 今答弁をいただきましたが、ありがとうございます。

再質問ですけれども、今は何でもインターネットでできる時代になってきて、ふるさと納税もほとんど市町村でインターネットを利用しています。その中で、ふるさと納税、ふるさとチョイスというものがあるそうです。これを利用するには、これをやられている会社と契約が必要ということですが、残念ながら軽米町ではまだできていません。チョイスとは選べるということで、このシステムを使えばいろいろなことが簡単にできるということです。

ふるさと納税サイトふるさとチョイスには、納税者に対するサービスとして、お礼品あり、使い道が選べる、チョイスから申し込み、クレジットで決済できる、年何度でもお礼ありと、5つの項目が掲載されています。例えば地域でチョイス、東北の部分を検索してみれば、ほぼ全市町村で毎年多額の寄附金を集める山形県と岩手県のサービスを比較してみれば、山形県では先ほどの5項目を実施し、ほとんどの市町村でサービスが充実しているということです。まだ岩手県では3分の1ぐらいの市町村しか実施していません。

その中で、二戸市は全てのサービス、5項目が行われています。軽米はといえば、お礼品あり、使い道が選べる、この2つのサービス項目はありますが、残念ながらチョイスからの申し込み、クレジット決済、年何度でももらえるという、簡単に寄附できる3つのサービス項目がありません。

また、納税者に対するサービスが二戸市と何が違うかということで、チョイスからの申し込みということで、二戸市ではふるさとチョイスからインターネットですぐに申し込みができるという利便さがあります。軽米は、寄附申出書により、軽米町役場総務課窓口での直接受け付けは電話、ファクシミリ、Eメール及び郵送での受け付けとなりますということで不便です。

クレジット決済ということで、二戸市ではクレジットカードで簡単に納税できるということで便利です。軽米は、町指定金融機関がある場合は納付書を送付してもらって、そこへ納付する。町指定金融機関がない場合は、郵便振込取扱票を郵送してもらって、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で納付する。また、現金書留及び町指定金融機関以外の金融機関からの寄附を受け付ける、ただし送金手数料がかかり、

送金する方の負担となるということで、送金手数料もかかり、納税するのに手続が非常に面倒くさい。

3つ目の年何度でもお礼ありということで、二戸市では納税の都度のお礼がもらえるという記載があるので、年に何回も納税したくなる。軽米は、この記載がないのでわからない。年何度でもお礼ありとはっきりとわかるように記載するのが必要だと思います。

このように、ふるさと納税をする場合、納税に便利なふるさと納税サイトふるさとチョイスというシステムを取り入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

役所ホームページ、納税実績報告を比較してみますと、二戸市が金額で4,500万円、件数も2,000件と、なぜこれだけの件数が集まるのかと考えたとき、何度もお礼品がもらえるほかにも、ホームページを比較すると詳細な使途項目とお礼の言葉が載っています。例えば大きな見出しで「ありがとうございます 二戸市ふるさと納税の活用内容」と題して、平成26年度皆様からお寄せいただいた寄附金は、次のとおり平成27年度事業として活用させていただきます、項目としてまちづくりのために、福祉のために、教育のために、使途指定なしと。そして、まちづくりのために、福祉のためにも事業名が5つ、そしてその事業それぞれが詳しく説明されています。時間の都合で事業名、事業の内容の詳細は省略させていただきますが、この中で「まちづくりのために」というところで、地域おこし活動推進事業で地域おこし隊2名の活動費として使われますという項目が載っていました。ということは、ふるさと納税の寄附によって地域おこし隊2名の雇用が生まれたということです。これは、大変画期的なことだと思います。この二戸市のように、お願いで始まり、お礼、感謝で終わるのがいいのではないのでしょうか。また、各事業ごとに詳しい内容が記載されているのもいいと思います。軽米町の寄附金の使途についても、事業の内容が具体的にわかるような事業名、そうでなければ事業名の詳細な説明が必要と思いますが、いかがでしょうか。

軽米町役場のホームページ、ふるさと納税実績ページには、ふるさと納税をしてくださった方の名前の紹介はありますが、お礼の言葉、集まった寄附金がいつどのような事業に使われるのか記載がありません。毎年「寄附いただいたお金は、軽米町ふるさと支援基金に積み立てし、今後の町づくり事業に活用されます」という記載だけでは、納税した人はがっかりすると思います。何かに使われたと思えば、またもう一度寄附したくなると思いますが、どうでしょうか。

また、寄附金の使い道が一目でわかるように写真が載っていればいいと思います。写真が載っていることによって事業の内容がイメージしやすく、特に子供の笑顔は将来に投資したくなると思います。軽米町は子育て日本一の町を目指しているわけですから、どうでしょう、子育て日本一を目指す事業と銘打って、子供が元気に遊

んでいる写真をホームページに載せてはどうでしょうか、町長。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変詳細にわたりましてご提案ありがとうございます。これからもどんどんこの事業は伸ばしていきたいというふうに思っておりますので、今ご指摘いただきましたPR方法、それからまた返礼品のこれからさらに拡充、そしてまた手続等の簡素化、そしてまたそういった寄附がどういったところでどういうふうに使われているかというようなことなどご提案いただいたこと、十分検討しながら実行してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問させていただきます。

お礼品についてですが、お礼品の選択のしやすさということが大事だと思います。二戸市では、二戸市ふるさと寄附金記念品リストというのがあります。こういった1枚物ですけれども、ちょっとこれ見えないと思いますけれども、ホームページでダウンロードできると思いますけれども、こういった1枚物で、これ1枚で寄附金によるお礼が一覧で見られます。また、寄附金額の設定も載っていて、設定金額でお礼品も選べるように、設定金額ごとにお礼の記号と番号が載っています。ということは、寄附金額をふるさとチョイスで申し込めば、その金額に応じてお礼品をこのリスト1枚から選べて寄附、ふるさと納税はクレジットで決済できるため、年何回分でも寄附したくなるという、大変便利ですばらしいシステムです。

ちなみに、軽米はふるさと納税ホームページを開いてみれば、こういうふうにとってありますけれども、これを見たときに非常に無駄なスペースが多く、何回か画面をスクロールしていかなければお礼品の全てを見ることができません。また、お礼品の全てを見るためにはA4判で10枚も必要になります。やっぱりこういった先ほどの二戸市みたいな一覧表があれば非常に見やすいと思います。そして、このお礼品も単品で載っていて、商品名だけで商品の説明もないために、あっ、これが欲しいといったふうな気になりません。やっぱりこういうふうに見ただけでも欲しくなるようなということが大事ではないかなと思います。

金額の設定にも問題があるのでは。軽米の場合1万1,000円から3万円までというようなことですが、1万1,000円からというのは何なのでしょう。できれば1万円以上3万円未満、そういうほうがなじみやすいと思いますけれども、そういった設定。

あとそれから、金額の設定ですけれども、できれば本当は1万円以上、1万円以下、5,000円以下、その辺はまたこれから考えなければいけないと思いますけれども、そういった余りちっちゃな金額はまず必要ないのかなとも思われますが、検討してはいかがでしょうか。

また、3万1,000円以上の場合は2セット、5万1,000円以上の場合は4セット、10万1,000円以上の場合は6セットとありますが、そういったセットではなくして、やっぱり設定金額ごとにお礼品を用意すべきだと思いますが、いかがでしょうか。例えば軽米牛を使うとか、有機栽培米、里のめぐみというのもあります。そういったところも少し検討してみてはいかがでしょうか。

ふるさと納税サイトふるさとチョイスの活用は必ず必要です。そして、それを参考にすれば、1つの画面に載る情報量の違いがわかり、お礼品を選択しやすい工夫がわかると思います。

次に、八戸市の取り組み、使い道ですが、八戸市ではお礼品の金額設定や品目は多くありませんが、選べる使い道の選択肢が32項目あり、ホームページで項目をクリックすると担当する課のページに行き、詳細がわかり、役所が総力を挙げて取り組んでいることが伝わるといことです。このように八戸市の場合は使い道を32項目から選べるということで、納税する人の目的に合った項目に寄附できるという、納税する人が応援したくなる、本当の意味でのふるさと納税かもしれません。軽米町も本当の意味でのふるさと納税がしたくなるような使い道を考えてみてはどうでしょうか。

次に、マニアのファンのすごさということで、茨城県の大洗町では昨年度の寄附は736万円だったのが本年度は12月の1カ月だけで1億6,000万円を超える申し込みが舞い込んだということです。「ガルパン効果？茨城県大洗町ふるさと納税急増。12月だけで1億6,000万円」という掲載で、これは同町を舞台にした人気アニメ「ガールズ&パンツァー」、ガルパンという名前だと思うのですが、ガルパンのグッズなど230品目をお礼品に加えたところ、申し込みが急増したということです。このようにマニアのファンのすごさがわかります。軽米でも全国に通用する軽米ブランド「ハイキュー!!」の聖地を生かすことを考えてみてはどうでしょうか。

やるべき課題は明確で、先進事例を参考にして改善するだけです。軽米は、チャンス逃さない行動力とスピードが少し足りないと感じます。このような現状を職員が把握していないとは考えられません。あとは町長のやる気、決断力と指導力だと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本当にまたさらに追加して、詳細にわたりましてご提案大変ありがとうございました。いろんな事例もあると思います。県内でも西和賀町さんとかかなり実績上げている町村もございますし、そういった情報等を的確に捉えながら、軽米に合った方法を検討しながら実践してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 私は、正直言ってインターネットが苦手で、ほとんどできません。そういった私たちの年代のためにも、またふるさと納税をしっかりと理解していない人のためにも、緻密なPR活動も必要と思います。イベント等があるたびにチラシと振込用紙を持ってお願いするのも一つの方法だと思います。再度軽米ブランド「ハイキュー!!」の聖地を生かすことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは、2点目、町内町道の舗装、通学路の整備について2点お伺いします。最初に、町内の町道で舗装されていない道路、例えば平成24年6月に請願書が出され採択された町道保育園脇線、また自宅の前を個人で平成25年5月に舗装された町道門前萩田線等、このほかにも何路線もあり、今まで何度も質問し、その都度検討するということでしたが、どのように検討されたのか。また、それらの道路の舗装は現在どのような計画で進められているのかお伺いします。

次に、B&Gスクールバスの駐車場前の道路、町道本町徳楽寺線には歩道もなく狭いため、通学路として非常に危険と思いますが、道路を拡幅し、歩道が必要と思いますが、どのような計画で進められているのかお伺いします。

以上2点、よろしくお伺いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の町内町道の舗装についてのご質問にお答えいたします。

平成25年4月1日現在の岩手の道路現況資料から、二戸管内及び近隣市町村である洋野町を含め、5市町村における他の市町村道舗装率は平均で47.6%であります。二戸市が38.8%、一戸町が55.9%、九戸村が65.4%、洋野町は36.1%、軽米町は64.2%となっております。町道の未舗装道路につきましては、幅員が狭く、起債事業等の導入が困難な道路が多く、町単独で進めていかなければならないことから、緊急性、財源確保等、総合的に検討しながら計画的な整備を検討してまいりたいと考えております。

また、請願書等が提出された路線につきましては、財政状況を踏まえ、緊急性等を考慮し、道路整備を進めておりますが、未着手箇所につきましては今後も地権者

及び周辺住民と整備に向けた説明会等を重ね、早期着手できるように進めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の整備についてのご質問にお答えいたします。通学路の整備であります。軽米地区である軽米小学校通りの町道蓮台野勘丁線、町道萩田1号線、町道岩崎外川目線、観音林地区である観音林前谷地線における歩道整備は既に完了したところであり、平成28年度から小軽米地区である下小路保育所線の歩道整備工事を実施する予定であります。通学路の安全対策につきましては、平成27年5月に教育委員会で軽米町通学路安全推進会議を設立し、軽米町通学路交通安全プログラムを策定したところであります。今年度においては、昨年11月に合同点検を実施して対策等について検討したところであります。

また、B&Gの冬期間におけるスクールバス臨時駐車場前の町道本町徳楽寺線がありますが、現在歩道整備の計画はありませんが、凍上により既設側溝に傾いていることから、平成28年度側溝修繕を予定しているところであります。通学路の安全対策につきましては、交通形態等を検討しながら、また軽米町通学路安全推進会議等で協議し、通学路の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。

平成28年度の予算書を見れば、町内の中で新しく計画される道路、歩道の整備は、町道下小路保育所線の道路改修、歩道整備工事の1カ所だけです。また、軽米町過疎地域自立促進計画では、町道鎌屋敷線、1路線の改修、舗装が計画されていますが、その他の路線は計画に入っていません。その他の路線は、今後の計画の中で進められていくと思いますが、それぞれ町民は自分の家の前の道路の改修を一日も早くやっていただくことを望んでいると思います。予算的に優先順位等はあると思いますが、効率的に計画性を持って実行していただきたいと思います。

今後は非常に高齢化が進み、ひとり暮らしの方、高齢者だけの世帯が多くなっていくのは現実の問題です。そういったときに、急にぐあいが悪くなり、救急車が必要だ、火災で消火のために消防自動車が必要だといったときに、道路が狭く緊急車両が入っていけない。特に大雪のときなどは除雪の問題もあり、そういった一朝有事のときの対応等も考えれば大変なことです。今軽米町では、県内ではまだ4市町村しか計画を立てていない弱者避難計画書を他町村に先駆けて作成しました。しかし、それがしっかりと実施されるためにも、道路の整備は必要不可欠です。そのためにも、これから5年、10年先を見据えて、各課で連携し、総合的に判断し、計画を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、B & Gスクールバス駐車場前の道路ですが、本町徳楽寺線は小学生、中学生、高校生の通学路として非常によく使われている道路です。特に最近は通学に徒歩だけでなく車での送り迎えがふえており、朝の通学時間帯は車の通行量が非常に多くなっています。特に昨年から中学校の統合によりスクールバスの台数がふえ、時間帯は少しずれるかもしれませんが、マイクロバスとのすれ違いで非常に危険ではないかと心配されます。早急に改修、歩道の整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

幸いにいたしまして、平成28年度、平成29年度で町道下小路保育所線の改修、歩道整備が計画されているみたいですので、その後続けてB & Gのスクールバスの駐車場前の道路、本町徳楽寺線を整備し、そしてできれば中学校へ通じる道路も整備、歩道等も整備すれば、小学校、中学校ともに安心して通学できると思いますが、どうでしょうか、町長。

○議長（松浦 求君） 地域整備課長、新井田一徳君。

〔地域整備課長 新井田一徳君登壇〕

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほど茶屋議員から再質問のございましたことについてお答え申し上げます。

いずれ財政状況を踏まえながら、緊急性、それから特定財源等の優遇を考慮しながら、そしてまたかつ用地的な部分をクリアし、協力いただける等の見通しが立ちました路線等を計画に追加しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 確認ですけれども、私もしかすれば予算書の見違いかもしれませんけれども、保育所線の部分ですけれども、あれは軽米でなく小軽米の間違いかな、私の見間違いかな、もしかすれば。はい、わかりました。では、訂正させていただきます。

いずれにいたしましても、道路整備は今後の高齢化社会に対応していくための喫緊の課題と思います。これからは十分に検討し、計画性を持って実行するよう進めていただくことをご要望申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇2番 中村正志 議員

○議長（松浦 求君） それでは、次の質問者に移ります。

2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） ご指名いただきました中村正志です。私からは、3項目について一般質問させていただきます。

まず第1点目といたしまして、再生可能エネルギー推進と雇用創出、町民周知についてお願いいたします。再生可能エネルギーの推進、特に太陽光発電事業に関しては、これまで毎定例会の一般質問及び特別委員会で常に話題になっており、町長は説明し尽くしているとお考えのことと思います。これまでの経過説明と重なるところもあるかもしれませんが、私自身不勉強であることを認めながら、わからない部分をお聞きしたいと思います。

今年度も3月を迎え、平成27年度も残すところ1カ月足らずとなりました。今年度新設されました再生可能エネルギー推進室においては、平成27年度を総括し、新たに平成28年度への事業推進に向けて多忙な事務に追われていることと思いますが、これまで再生可能エネルギー推進における太陽光発電事業に関しまして、新聞などで町民に報道されていることと思いますが、内容変更などの情報も入ったり、町民の中では太陽光事業はどうなっているのかと聞かれることがたびたびあります。山本町長が最重要施策として位置づけているだけのことはあり、町民の関心度の高さを感じております。そして、町民の中ではいろんな情報が錯綜し、それがうわさとしてそれぞれの観点でお話しされているのではないかと思います。当初の計画はあくまで計画であり、地権者との交渉や地質調査などで縮小、拡大など変更しながら、一つの事業計画を確定していくものと思います。

昨年9月定例会で提出されました資料の中から、これまでの再生可能エネルギー事業の誘致、推進に係る軽米町のこれまでの取り組み経過においては、ことし4月に完成予定とされている晴山地区の鶏ふんバイオマス発電施設については、平成25年3月から平成26年3月までに4回地域説明会を行っております。太陽光発電に関しましては、それぞれの予定されている地区ごとに50回以上の地権者への説明会、そして勉強会など、民間事業者の方が行っているようです。当然当事者である地権者の方々の同意なしでは事業が進められないのですから、このことは特に問題にすることではありません。

私がお聞きしたいのは、民間事業者が実施主体であるかもしれませんが、大規模であり、特に山本町長の最重要施策である再生可能エネルギーの推進について、全町民にお知らせする手だてはないのかということです。昨年3月定例会での一般質問の記録を見たところ、質問者の「町民に対する情報提供が必要であり、広報紙での特集を提案する」に対しまして、町長は「計画変更もあるので、決まった段階でお知らせしたい。特集は検討したい」と答弁しております。広報紙は、何でも完結されたものだけを掲載するものではないと思います。町民の方々に考えてもらいた

いこと、関心を持ってもらいたいことなど、問題提起し、町民と行政が一緒になって取り組んでいく手段として有効な情報媒体だと思えます。町民と行政とのキャッチボールの役割を果たす重要なものです。

昨年9月定例会では、課設置条例が提案され、いろんな議論がなされた結果、再生可能エネルギー推進室の設置が決まりました。議会報では、議案可決として再生可能エネルギー推進室設置を掲載いたしました。また、このことは新聞紙上でも詳細に掲載されております。しかし、町の広報紙ではいつになっても掲載されない。初代の再生可能エネルギー推進室長の人事も、町では公表されていないのです。

私は、さきの定例会の一般質問において、町民への情報提供の少なさを指摘し、広報紙での情報提供を提案させていただいたところですが、私の提案に対する答弁はどうなったのでしょうか。山本町長がいろいろ町民の利益になることを考えて多様な事業を行っても、そのことを町民が理解しないことには町の活性化につながらないと思いますが、いかがでしょうか。町の広報活動の重要性を再確認していただきたいと思えます。

これらのことを含めて、これまでの再生可能エネルギー、特に太陽光発電事業に係るこれまでの経過と計画変更も含め、そして最新情報もあわせて、町民の方々が理解しやすい内容でご答弁をお願いします。

また、昨年の施政方針演述の中で、これらの施設は環境学習の場や交流人口の拡大等も期待され、町の活性化にも寄与する取り組みとなるようしっかりと推進すると言っておりますが、いまいち私、理解のイメージが湧かないところです。環境学習については、二酸化炭素削減など学校教育の中で扱われるものと思えますし、軽米町の小中学校にも太陽光また地中熱利用など、再生可能エネルギー活用の施設も整備されております。ただし、太陽光施設において学習の場や交流人口の拡大につながるということには理解しがたいところがありますので、どのような内容が想定されているのか、具体的にお伺いしたいと思えます。

次に、これまで山本町長は再生可能エネルギーにより雇用創出が期待でき、バイオマス発電で20人以上、太陽光発電施設の管理などで200人以上の雇用が見込まれると言っておりますが、バイオマス発電の雇用20人以上ということはある程度予想できるのですが、太陽光発電施設における200人以上の雇用について、町長が公約で言っております100人規模の雇用創出と町民所得20%アップの実現につながるのか、理解しがたいところがありますのでお聞きしますが、太陽光発電施設における雇用の職種内容はどのようなものなのか、一家を支えるだけの所得が期待できるのかということですが、もし一家を支えるだけの所得確保があれば、人口減対策としての移住人口の増を望めるのではないかと期待したいのですが、いかがでしょうか。

以上、前置きが長くなりましたが、再生可能エネルギー推進のこれまでの経過と最新情報をわかりやすく、そして広報紙掲載で町民理解を図る考えはあるのか、交流人口の拡大等のイメージ、そして雇用創出で移住人口は見込めるのかについて質問させていただきました。

なお、通告しておりました移住人口増に関連した内容につきましては、再質問でお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の再生可能エネルギー推進と雇用創出、町民周知についてのご質問にお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギー推進の経過と最新情報についてでございますが、農林漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギーの設備整備計画の進捗状況でございますが、晴山地区に建設が進められている鶏ふんバイオマス発電施設につきましては、平成26年9月に着工し、現在工事は発電設備を覆う建屋建設工事、ボイラー、タービン等の設置工事が進められており、工事は順調に進み、本年5月に完成する予定となっております。その後、試運転等を行いながら、9月には事業開始する予定となっております。

山内地区の軽米西ソーラーにつきましては、県に対して行っていた林地開発にかかわる設備計画の同意協議に対する同意通知が昨年12月21日にあり、町では再生可能エネルギー推進協議会において、同意された計画に基づく内容の一部変更についての協議承諾をいただき、本年1月8日に設備整備計画の認定をしたところであります。今後4月以降、工事に着手する予定となっております。

軽米東ソーラーにつきましては、林地開発の手続に向けて県等との事前の打ち合わせ等を実施しているところであります。平成28年中の設備整備計画の認定に向けて、林地開発手続等の準備を進めているところであります。

小軽米地区の軽米西山発電所につきましては、昨年10月末に県から農地転用の許可があり、本年8月から9月ごろの稼働に向けて、現在施設整備のための立木伐採の準備を進めているところであります。

米田地区の軽米尊坊発電所につきましては、林地開発の手続に向けて現在県等との事前の細部打ち合わせを行っており、平成28年中の設備整備計画の認定を目指して準備を進めているところであります。

高家地区につきましては、東北電力に対して接続系統連系の申請をしておりましたが、本年2月1日付で連系承諾があり、2月27日には地権者の皆様に対する事業説明会を開催したところであります。今後は、平成28年中に航空測量、ボーリ

ング調査などを実施し、平成29年内の林地開発等の許認可手続を進める予定となっております。

次に、再生可能エネルギー推進による環境学習の場や交流人口の拡大への期待についてであります。地球温暖化が世界的にも大きな課題となっている中で、二酸化炭素の排出削減や化石燃料にかわるエネルギーとして、バイオマス、風水力、太陽光などの再生可能エネルギー導入が重要視されております。特に東日本大震災による福島原子力発電所の事故により、再生可能エネルギー導入への機運が高まったところであり、当町に計画されております再生可能エネルギー施設のバイオマス発電施設やメガソーラー施設は、こうした二酸化炭素の排出削減や化石燃料にかわるエネルギーとして、環境学習等の活用が期待される場所でもあります。また、鶏ふんバイオマス発電施設は国内では九州地区以外では初めての施設であり、鶏ふんを活用した地域資源循環の取り組みとなることから、全国から見学や視察などで当町を訪れるなど、交流人口の拡大につながるものとなるよう期待している場所でもあります。

次に、雇用創出に関するご質問でございますが、一般的に太陽光発電事業の維持管理は比較的容易であるとされておりますが、当町のメガソーラー事業はほとんどが林地であることに加え、事業規模も相当なものとなることから、施設の維持管理面における新たな雇用が発生するものと考えております。想定される業務内容としましては、鶏ふんバイオマス施設においては、施設維持管理者、作業員など15人から20人程度の雇用が予定されている場所でもあります。また、太陽光発電施設関係においては、現段階では明確ではありませんが、各発電所ごとに電気主任技術者を数人程度、太陽光パネル設置区域の草刈り、パネルの清掃などの維持管理のため100人程度の雇用が見込まれている場所でもあります。

なお、事業計画地の造成、施設設置工事につきましては、事業主体となる発電事業者が工事施工者との請負契約などにより施工すると見込まれますが、先行してあります山内地区の発電施設の整備を行う請負業者においては、技術者や作業員は一定のグループや班編成などで全国を回り、作業内容に合わせてそれぞれ現場に宿泊するなどにより作業に従事しているとのことであり、住所地の移動までは行っていないのが一般的な実態ということでもあります。したがって、今後計画されている太陽光施設整備が順次進んでいく中で、作業関係者の町内への一時的な居住により人口の増となるわけではありますが、永続的な移住までには難しいのではないかと考えております。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） これまでの太陽光発電等の経過につきましては、順調に進んでい

るのかなというふうな感じを受けましたけれども、いずれ今私の一番聞きたかったのは、それらをどのような形で町民の方々に周知できるのかと、やるのかと。だから、毎回定例会で各同僚議員等も質問等されておりますけれども、議会の議論はあるのですけれども、この議論がどこまで町民の方々に伝わっているのか、その辺がちょっとまだ疑問なところがあると。新聞なんかではいろいろと記事として書かれるのですけれども、新聞はやはりニュース的な部分としてどんどん書かれるかと思うのですけれども、きちっとした、現時点ではこういう状況になっていますよ、また再生可能エネルギーの利点はこういうものだよと、再生可能エネルギーを理解してもらおうということも非常に大事なことはないのかなと。当事者ではそれぞれ説明を受けていますから、それはそれでいいのですけれども、それ以外の方々もかなり関心をお持ちの方が多いと。その辺のところをやはりもっと考えて、広報活動をお願いしたいということをお願いしたいと思います。それがまず大きな、もう一度再質問させていただきたいと。

次に、先ほど移住人口等の関係で私お話しさせていただきました。先ほどのお話の中で、雇用の関係の技術者等の方々は全国を回る。一つの専門的な方々をその会社で雇用して、町民というよりはその会社の社員として、それぞれの施設をどんどん巡回しながらやるということなのかなというふうに聞きました。軽米町の町民の方々は、どちらかというと管理的な部分の中でどの程度の所得が見込まれるのかなと、その辺のところはちょっと知りたい部分もあるのかなと。

次に、移住人口、人口減対策を町でも行っているわけですが、それにあわせてちょっとお話しさせていただきたいと。人口減対策は、日本全国、全市町村において計画策定されており、いかに減少対策に取り組むか、知恵比べが行われていることと思いますが、先ほどの太陽光発電事業における雇用、職種内容、給与によっては移住人口の増につなげられないのかということを考えてみたわけですが、そこでまた関連いたしまして、別な観点で。例えば役場職員の採用条件に現在は年齢制限が設けられています。基準はどのような観点でなっているのかわかりませんが、かつては役場は、昔私らのころであれば23歳ぐらいだったと思います。大学卒業者であれば、卒業後1年以内しか受験資格がございませんでした。現在は年齢幅が広くなり、多分34歳までが年齢制限になっているのかなというふうに見ておりますが、年齢制限の基準の考え方はどのようになっているのでしょうか。また、年齢制限、枠が広くなることは歓迎したいと思いますが、移住人口を考えると、軽米町民とは全くかかわりのない人が軽米町の魅力を感じて移住してこられる方はそれはそれで大歓迎したいと思います。

もう一つ、軽米町に親と離れて町外で生活をし、世帯を持って暮らしている方も数多くありますが、よく町民の中で聞く話の中に、軽米町に仕事があれば帰ってき

て、親の面倒を見ながら軽米で暮らしてもいいのだがというお話をする方々があります。多分直接お話しされなくても、同様に考えている方々の親世代の町民の方々も数多くおられるのではないのでしょうか。町外で仕事をしている方々は、それぞれ職種は多様だと思いますが、結婚して子供もおり、ある程度の所得がなければ軽米町に帰ってきても生活ができないと考えている人たちがほとんどではないのでしょうか。役場職員も年齢構成がいびつな状況になりつつあり、30代後半から50代前半が極端に少ない状況であります。なおかつ、このまま34歳以下だけの職員採用では、いつまでたっても役場の正常な職員構成は望めないのではないのでしょうか。

私がさきに一般質問したときに、選考採用も考えてもいいのではないかと提案させていただきました。民間会社でそれなりの研修も受け、将来の役場におけるリーダーと見込まれるのであれば、年齢制限を撤廃して、選考採用も適用してもいいのではないのでしょうか。ただし、妻帯者であり、子供がいるという条件つきを設けて、移住人口増につなげるという方法もあるかと思えます。

また、次に子育てにかかわる女性の社会復帰という観点で提案いたします。女性の中には、結婚し子供ができたからということで、今まで勤めていた仕事をやめて家事に専念し、子供の成長により外で働きたいと思ったときには年齢制限があり、限られた職しか選べないという女性もおられるのではないのでしょうか。山本町長は、子育て支援ということで、3地区の常設保育園整備や保育料の減免、児童クラブなど、子育てしやすい環境が整いつつあります。しかし、今以前の40代以上の方々のときはどうだったのでしょうか。役場に限らず、せめて役場に関係する機関においても年齢制限を撤廃し、どの年代の方々も応募できるようにし、移住人口の増と子育てにかかわる女性の社会復帰につなげてはいかがでしょうか。

以上、再質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 続きまして、町職員の受験年齢の制限撤廃につきましてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、行政改革により一時期職員採用を抑制したことなどもあり、町職員の年齢構成は30代から40代の職員が少なく、いびつな状況となっております。このことから、新規職員の採用に当たりましては受験年齢の上限を上げるなどの取り組みを行ってきたところであります。しかしながら、依然として職員構成の改善が図られていないことから、年齢制限の設定も含め、多様な職員採用の方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、町民に対する広報活動についてでございますが、再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、先ほど進捗状況で申し上げたとおり、事業者の具体的な事

業計画が確定していない状況であり、これから林地開発等の手続を進めていく中で確定されてまいりますことから、全体的な実施計画などが確定し、説明できる段階において町民の皆様幅広くお知らせしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 職員の採用の年齢制限撤廃については、これからいろいろな状況の中で検討いただければいいかなと、私のほうからは一つの問題提起としてお話をさせていただきたいと思います。

ただ、昨年この場でもお答えしたとおりの広報活動、事業が確定してからと。私先ほどもお話ししましたが、だから計画そのものだけではなく、再生可能エネルギーとは何ぞやとか、そういう部分からでもいいのではないのかと。やはりそういう部分の中で、例えば最近であれば遠野市でも国内最大の太陽光発電の事業が来ていると、それに対して遠野市長は反対の姿勢を示すとかというふうなお話もあったり、また売電価格が年々低下してきていると、そういうふうなお話もあるわけです。あとまた、太陽光については各家庭においても太陽光を導入してやっている方もおられますし、また今後それを導入したいと、しようかなと思っている人たちもいるのではないかと。そういうふうに再生可能エネルギーというふうなことに興味を持ってもらって、町民みずからもそういう行動を起こしていくというためにも、やはりそういうふうな知識等も町として提供する必要があるのではないかなというふうに考えますので、ぜひその辺のところを広報活動として考えていただきたいなというふうに思います。お願いして、ここの部分については終わらせていただきます。

次に、第2点目の質問に入らせていただきます。第2点目の質問項目は、産業廃棄物等最終処分場建設計画の反対運動について質問させていただきます。産業廃棄物等最終処分場建設計画については、山本町長の施政方針演述にもあり、株式会社アルバ環境開発の建設計画に係る事前協議が昨年12月3日に不調となったが、アルバ環境開発は断念せずに、12月25日に岩手県に対して建設設置許可申請書を提出したが、軽米町としては引き続き事業者の動向を注視しながら、八戸市、洋野町と連携しながら建設阻止、反対の立場を訴えていくと、町民にとっては心強い決意表明だったと受け取られたと思います。また、昨年12月定例会での政務報告においても、一昨年12月の事前協議再提出から昨年11月の晴高地区生活環境を守る会主催の建設阻止に向けた住民総決起集会開催までの経過を報告いただいております。そして、軽米町議会においても、昨年12月定例会において建設計画反対の意見書を満場一致で可決し、岩手県知事及び関係部長等に提出させていただいてい

るところです。このことは、軽米町議会として2回目の行動となりました。産業廃棄物等最終処分場建設計画については、軽米町も軽米町議会も反対の姿勢を明確にしているところです。

このことについては、特に何も問題とすることはありませんが、今回私は反対運動を展開している晴高地区生活環境を守る会の住民サイドの立場において質問させていただきたいと思います。晴高地区生活環境を守る会は、平成21年2月に結成し、晴高地区を中心に反対運動を展開してきておりますが、それから8年目を迎え、最終局面の時期に来ていると思いますが、産業廃棄物等最終処分場の建設について晴高地区以外の町民の方々はどのようにお感じになっていることでしょうか。平成21年5月には、晴高地区の方々を中心となって軽米町民へ署名活動を行い、7,436人の町民の賛同を得て、岩手県知事、岩手県議会議長宛てに反対要望を提出しているとのこと。当時7,000人余りといえば、全町民の約7割の方々から署名をいただいたことは、軽米町全体が建設計画反対であるということと言えると思いますが、それにもかかわらず事業者は2回も事前協議書を提出し、不調の結果になったとしても、なおかつ許可申請を提出されたということは、今後は晴高地区の方々だけの反対運動ではなく、軽米町全体での反対運動の組織を構築していかなければならないときだと思うわけですが、7,000人余りの署名の賛同を得てから6年余りを経過しようとしております。町民の中には、このことはもう既に終わったのではないのかとと思っている方々も多いのではないかと思います。いま一度これまでの経過を全町民にお知らせし、全町民での組織の必要性を理解してもらう手だてが必要であると思います。これまでの経過、町の対応などを整理し、まとめて説明いただき、今後さらに町民理解を図るべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

また、八戸市と洋野町との連携が絶対不可欠だと思います。町長は、八戸市長、洋野町長と協議されているようですが、連携するためにどのような協議がなされているのかお伺いしたいと思います。これまでの状況を見ると、八戸市、洋野町もいまち積極性に欠けるのではないかと感じるのですが、首長のトップ会談の中での状況をお知らせ願いたいと思います。

最後になりますが、これまでは晴高地区が中心となつての反対運動が行われてきたわけですが、今後は町全体での運動を展開していく上において、町としての支援体制をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

晴高地区生活環境を守る会は、地区内における寄附金等を収入として活動しており、今はそれらも底をつき、現在は赤字の状況であるとのこと。反対運動も最終局面と想定し、反対ののぼりを町内各所に掲げ、新聞広告や鉢巻き購入など、活動費はマイナス会計となっているとのこと。住民運動に対して、町では今後ど

のような支援を考えているのかお伺いします。

以上、町民理解を図るために、これまでの経過及び町としての対応状況、八戸市、洋野町との連携協議の状況、そして住民運動に対する町の支援策についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の産業廃棄物等最終処分場建設計画の反対運動についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目のこれまでの経過と対応状況について申し上げます。株式会社アルバ環境開発による産業廃棄物等最終処分場建設計画は、平成20年10月30日に町に対して計画概要が説明されて以来、さまざまな反対運動が展開されております。しかしながら、事業者は県に対して循環型地域社会の形成に関する条例に基づき、平成24年12月27日に産業廃棄物・一般廃棄物最終処分場計画の事前協議書を提出し、平成25年9月24日に県より事前協議の不調の通知がなされたところでありましたが、事業者は計画を断念せず、平成26年12月22日に第2回目の事前協議書を提出いたしました。平成27年9月7日には、岩手県から町に廃棄物処理施設等設置等協議事前協議について照会があり、同月25日、県に対し当該施設の設置等にかかわる生活環境保全上の支障はありと回答したところであり、そして、平成27年12月3日には、岩手県から事業者に対して2回目となる事前協議の不調が通知されたところであり、しかしながら、事業者は不調の通知を受けてもなお計画を断念せず、同年12月25日に県に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理施設設置許可申請書を提出したというのが現在までの状況であります。

また、これに関連した町の対応といたしまして、平成25年9月2日を第1回目として住民勉強会を開催しており、平成27年10月19日開催の第7回軽米町住民勉強会では、これまでの動きと今後の活動について共通認識を深めたところであり、さらに、同年10月26日には産業廃棄物・一般廃棄物最終処分場建設計画にかかわる反対要望のため、軽米町、洋野町及び八戸圏域水道企業団と合同により、岩手県知事、岩手県議会議長並びに岩手県議会各会派に対し要望書を提出したところであり、この要望書提出の際には、町民26名も同行しております。なお、同年11月29日には晴高地区生活環境を守る会が主催となり、早渡地区最終処分場建設阻止住民総決起大会が旧晴山中学校で開催され、町民や八戸市民など約200名の参加がありました。

町及び議会といたしましても、これまでも県に対し建設反対の要望書、意見書を提出してきたところであり、建設阻止を最重要な問題として捉え、今後とも岩手県

への情報開示請求等を通じて、廃棄物処理施設設置許可にかかわる審査状況及び事業者の動向を注視してまいります。

また、引き続き住民勉強会等を通じて今後の活動について町民の共通認識を深めるとともに、洋野町及び八戸圏域水道企業団とも情報交換に努めることといたします。

第2点目の八戸市、洋野町との連携協議の状況についての質問であります。八戸市、洋野町とも最終処分場計画地の下流に位置する世増ダムから水道用水を取水していることから、計画当初から反対の意向を示し、情報交換を図りながら、これまで連携して行動をとらしてまいりました。具体的には、平成24年8月29日、平成25年6月14日、さらには昨年10月26日に軽米町、洋野町及び八戸圏域水道企業団と合同により、合計3回となる反対要望書を県等に提出しております。また、昨年10月19日に第7回軽米町住民勉強会を開催した際は、八戸市と洋野町からも参加があったところであります。今後も要望活動や住民勉強会等を通じて、洋野町及び八戸圏域水道企業団とも情報交換に努め、連携を深めてまいりますとともに、八戸市や洋野町での勉強会の開催についても協議を進めてまいります。

第3点目の晴高地区から町全体の反対運動を展開していくための町の支援策についてという質問であります。町といたしましては引き続き建設の阻止、反対の立場を訴えてまいるところですが、最終的に建設阻止のためには住民が中心となった反対運動、行動が一番重要と考えております。その団体として、晴高地区生活環境を守る会が平成21年に結成され、町議会や岩手県知事等に建設反対要望書を提出しているほか、反対署名活動も展開し、岩手県知事に要望書とともに提出しております。さらに、昨年11月29日には、晴高地区生活環境を守る会などが中心となって住民総決起大会を開催しており、反対運動の中心的な役割を果たしていると認識しております。

晴高地区生活環境を守る会に対する町からの支援策については、今後町全体での反対運動を展開していくため、最終処分場建設計画は晴高地区だけの問題ではなく、地域全体の将来を見据えた環境保全を図るための問題として捉えることが重要であると考えますので、引き続き住民勉強会等を通じて、反対運動の啓発活動及び情報提供に取り組むとともに、町と住民が一体となった運動を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） これからの反対運動について、町全体で取り組んでいきたいというふうなことをお話しされて、非常に心強く思っております。ただ、晴高地区生活

環境を守る会の、実はおとといですか、土曜日に総会が行われました。そのときに彼らのお話の中で、一番は今財政難であるということが非常に、今現在でももう20万円近くの赤字をしょっているというふうな状況で、それらをまた今後地区内の方々に対して寄附をお願いしながら運動を展開しようというふうなことで進めているようですけれども、私も今までの反対運動と町の対応の状況を見ているときに、住民運動と行政とのかかわりがどのような形があればいいのかという、何かその辺がいまいちしっくり来ていないなというふうなことをちょっと感じております。なぜならば、晴高地区の生活環境を守る会のほうで何かをやりたいといったときに、お知らせ版の掲載はだめですよとか、反対運動ののぼりを掲げるときに役場の敷地内は上げてはだめですよとか、住民運動を支えるべき町として、その辺の町としての考え方がどうなのかをちょっとお聞きしたい。いろいろな制約といいますか、法的な部分とかあるのかなというふうな感じもするわけですが、ただその辺をいまいち生活環境を守る会のほうの方々もわからない状況の中で、だめだったらしようがないなという形で進めているわけですが、その辺のところをもう一つ聞かせていただきたいと。

あと、もう一つは、実は私中学生と話をしているときに、中学生がこういうことを言いました。この反対運動、なぜ反対運動というのをやっているのですかと、その生徒は晴高地区の人でしたけれども、ということを私に問いかけました。そんなに私自身も勉強しているわけではないのですけれども、ここで言っている反対の理由、1つ目は計画地が瀬月内川から約25メートルしか離れていない、2つ目として遮水工が絶対に安全とは言い切れない、付近に折爪断層がある、3つ目はお話しはしませんでしたが、いずれ安全ではないのだよと、それが汚染等されてしまえば、将来どのようなかというふうなことで、その辺でお話ししました。それは、晴高地区の中学生でしたけれども、もう一人別な地区の人がいました。その中学生は、別な地区の人は、全くわからないと、関心があるのかなんとかというよりも、わからないでいる。そういうふうな面をいかにして町全体の人たちに、町民に理解を図っていかなければならないのかなということ、何とか手だてを考えてほしいなど。第1回目の勉強会のときに齋藤徳美先生がその中で、私たちには生存可能な環境を未来に引き継ぐ未来責任があるというお言葉をいただいております。晴高地区だけの問題ではないのだということ、町民全体に何とか周知いただきたいなというふうに思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど言った支援策についても、生活環境を守る会のほうは、やはりこれからは法律の関係の部分が非常に大きくなっていくのだというふうな認識もされておりました。自分たちだけではその辺わからない部分が多いと、これからも勉強会等を引き続き支援していただけないかというふうなお話もございました。今の答弁では、

それを継続してやるというふうなお話ありましたので、一緒になって、寄り添っていただきながら、これからも反対運動のほうを手助けしていただいて、またそれが町全体に何とか広がるように行政指導をお願いできればなと思いますので、その辺のところコメントがあればお願いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほども申し上げましたと思いますが、私、やはり地域全体の将来を見据えた環境保全を図るための問題として捉えることが大変重要であるというふうに考えております。そういうことで、公共性、やはり安心、安全を未来永劫伝えていく、そういった立場の中で町としてしっかりとご支援申し上げてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 今の質問終わりますか。

○2番（中村正志君） 一言お話しして、次に行きます。

○議長（松浦 求君） 暫時休憩をしたいと思います。

○2番（中村正志君） それでは、今の件で。

○議長（松浦 求君） 中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） それでは、3回目になりますけれども、いずれ答弁いただくかどうかはあれですけれども、最後をお願いしたいのは、そういう団体に対して町として財政支援ができるのかどうか、その辺のところもちょっと、もし今お答えできないのであれば、ぜひ検討していただいて、住民運動を行っている人たちの財政負担を軽減していただければな。その辺が町全体で運動を展開する上においてぜひ必要なことではないのかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 3番目の財政支援のお話にお答えしたいと思います。

今回の住民運動等の団体に対する補助金につきましては、支出が適切かどうかという問題につきましても現在検討しているところなのですけれども、町全体の方向性に合ったものではあるのですけれども、意思決定の仕方といいますか、反対運動の取り組み方法を決めているのが任意の団体の方々でございます。いずれその活動方針自体については、私個人的には問題はないとは思っているのですけれども、その辺もちょっと勉強させていただきながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 中村君、途中ですが、ちょっと休ませてください。

それでは、35分まで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

- 議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

- 2番（中村正志君） それでは、第3点目の質問項目、生涯学習の町宣言30周年を迎えての新たな生涯学習推進策について質問させていただきます。

軽米町は、昭和62年4月に町づくりは地域づくりであり、人づくりである、産業の振興も、教育、文化の振興も究極的には人が行うものであるという観点から、人づくりに重点を置き、町政を推進するため、生涯学習の町を宣言しました。生涯学習の町を宣言してから、平成28年度は30年目を迎えます。ちょうど節目の30年目に際し、いま一度軽米町の生涯学習のあり方を検証し、新たな軽米町の町づくりの指針を考える時期に来ているのではないかと思うわけですが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

私も長い期間において生涯学習推進に携わってまいりました。宣言当時の軽米町民の考え方は、必ずしも全てが賛成という雰囲気ではなかったと感じております。今でこそ町づくりは人づくりという言葉は国民にも浸透しつつあるところですが、宣言当時は反発する町民も多々あったように感じられました。ただし、生涯学習の町を宣言するに当たり、当時の町長は、自分の町に対して自信も誇りもない町民の心の過疎の脱却であり、町民の意識改革、そして職員の意識改革が生涯学習の出発点であると言っております。このことについては、「生涯学習に命を燃やす」という本に書いてあります。しかし、町民、そして職員の意識改革を進めることはなかなか大変なことではなかったかと思えます。現に山本町長も、職員研修として、民間感覚を取り入れた庁内塾おりつめ未来塾から現在は軽邑塾を長年開設し、職員の意識改革に取り組んでおられることは、軽米町の生涯学習の原点を継続されており、大変うれしく思います。

生涯学習の町宣言当時は、特にも町長部局に生涯学習課を設置し、各種生涯学習施策を展開し、全国にも例がないということで、全国から次々と視察に訪れました。当時の記録をたどりますと、昭和62年度は11団体で119人、平成元年度は12団体で173人、平成2年度には22団体で354人、平成3年度は17団体で234人という視察の多さには、今思えばすごいことだったと、軽米町民として誇りに思っていることだと思います。私たちが昨年11月に視察した島根県邑南町も

同様な状況で、それ以上かもしれないけれども、1日に2回も訪問を受ける多忙さであることでした。全国に先駆けてスタートした生涯学習の推進も、現在は教育委員会事務局に担当が移管され、30年を経過しようとしているとき、今までの流れの中で前年踏襲主義で進めていったいいのか、いま一度30年を総括し、時代に合った新しい生涯学習推進策を考えるときではないかと思いますが、いかがでしょうか。

山本町長は、全国生涯学習市町村協議会の副会長も務めておられ、生涯学習には十分な理解と知識も豊富なことだと思いますので、近年の全国の生涯学習の動向などを踏まえ、山本カラーを打ち出し、新しい町づくり指針として考えられてはいかがでしょうか。新たな指針への抱負を期待したいと思います。

そして、30周年の節目を記念してのイベントも考えられてはいかがでしょうか。さきの施政方針の中には、記念事業のことは触れられてはいなかったと思いますが、これから先関係職員、機関等と協議しながら、町の課題解決のための事業を企画していただけたらと期待するものです。そのときは、私も町民の一人として大いに協力したいと思います。率先して駐車場係など裏方を務められたらと思っているところです。

町長は、施政方針の最後に、冬の誘客事業として、冬の厳しい軽米を逆手にとり、冬のにぎわいの創出と町中心部の活性化を目的とした新たなイベントを開催すると言っておりましたが、内容はもう既に決まっているのでしょうか。私も、冬の軽米には行事が少ないなという感じを持っておりました。各団体や個々の活動の中で冬の行事は行っているようですが、軽米町としての冬の行事の定番がないのは寂しいなと感じていた一人です。ぜひ実現していただきたいと期待するものですが、私から参考に生涯学習と観光ということで提案させていただきたいと思います。

観光とは、光を観るということで、町の光、町の資源を情報発信し、客を呼ぶという内容のことをこれまでの生涯学習講演会の中で何回かお聞きしました。生涯学習30周年記念イベントとして、観光というテーマの中でも企画できないかと思いますが、今現在企画中のイベントに生涯学習の町づくりの考え方を取り入れて考えていただくことも一つの方法かと思いますが、いかがでしょうか。

次に、生涯学習推進事業の個々の事業についてお聞きしたいと思います。今回は、3つの事業について取り上げたいと思います。初めに、軽米町総合体育大会についてです。総合体育大会は、昨年で37回を数えました。昭和54年に体育協会主体で、軽米小学校区の学区民運動会と町全域の小中学校区対抗という形で町民体育祭が始められました。私も当時、体育協会の一員としてプログラム等の事務を担当させていただきました。同僚議員の中にも指導的立場でかかわった方もおられました。当時この大会を実施できるまでの苦労は、並大抵なことではなかったと感じており

ます。従来から10月10日の体育の日に開催されていた軽米小学校区民運動会と同じ日に町全体の運動会をやりましょうという考えだったのですから、軽米小学校区民運動会の役員の方々の反発は相当なものでした。何回も足を運び協議し、理解いただきながら、何とか合同開催ということで、チーム編成は学区民運動会単位と小学校区単位を基本として、プログラムも記録会的要素を多く取り入れての開催となったことが懐かしく感じられます。

その後、他町村の体育大会などを参考にしながら、野球や卓球などの競技も取り入れての総合体育大会に発展し、昭和59年には県民総参加スポーツ中央大会が軽米町民体育祭として開催され、翌年に基準要綱などが作成され、大会が確立されたものと思っておりますが、長く回数を重ねることにより、チーム事情や町民ニーズの多様化などにより少しずつ参加チームの減少に至ってきていることと思われま

す。ただし、この総合体育大会はスポーツの振興のみならず、地域の活性化に大きく寄与してきたことは評価したいと思いますし、地域づくりなくして総合体育大会は成立しなかったのではないのでしょうか。地域づくりの重要性をいま一度検証する必要もあると思います。

これまで何回も見直しをされてきたことと思っておりますが、現状を見た場合、前年どおりでの次の事業開催ということは余りにも行政努力が足りないのではないかと思います。私も、昨年、一昨年に体育協会の立場と地区民として参加させていただいたときに、やはり今の状況ではこのまま同じ内容で継続すべきではないと感じておりましたが、平成28年度も同様に開催するのではないかと想定するのですが、いかがでしょうか。多分代表者会議で決まったことだからということで進めていることだと思っておりますが、それだけでいいのでしょうか。課題解決の議論がなされているのでしょうか。

平成28年度は、いわて国体の軟式野球競技が10月2日から開催され、職員の多忙さも予想されます。昨年実施した日程に国体開催となり、町民体育祭は翌週の10月9日となるということですが、体育祭の日程も従来の体育の日からいつの間にか1週間早まったり、ことしはまたもとに戻すなど、同時期に開催しているロードレース大会の日程にも苦慮しているということもお聞きしました。私の考え方は、今の町民体育祭は一旦白紙に戻して、白紙の状態での町民のスポーツ振興、町民の健康体力づくりに寄与できる内容を考えるべきではないかということをご提案したいと思います。これまで何回となく見直しをされてきたことだと思っておりますが、もう見直しも限界ではないのでしょうか。思い切った決断が必要だと思っております。特にことしはいわて国体に集中し、町民体育祭についてはことしは中止し、時間をかけて、白紙の状態から平成29年度事業を企画することを提案いたします。

体育祭以外の各種競技については、体育協会主体で進めることは可能だと思いま

すので、各競技の開催は競技の普及もありますので、競技団体の積極的な対応が期待できると思います。ただし、このことは私だけの考えかもしれませんが、今回お聞きするのは町民体育祭の見直しの状況についてご答弁いただければと思います。私が提言させていただいた内容については、現時点で答弁いただける分でするので、よろしくをお願いします。

次に、2点目の新たな施設として、図書館や公民館の建設計画があるようですが、ただ単に施設をつくりますよではないと思います。なぜ図書館が必要なのか、なぜ公民館が必要か、必要性を明確にし、施設の内容を計画していかなければならないと思います。まずは、軽米町の社会教育の現状を把握し、利用計画を設定し、大金をかけて建設した施設が町の活性化の一助となるのかを見きわめながら、施設の建設計画を考えなければなりません。確かに図書館も公民館も老朽化が激しく、誰もが新たな建設計画を望んでいることと思います。イベントを開催して多くの町民を収容できる大ホールの整備は、軽米町の長年の課題であったことは誰もが認めることだと思います。

そこで、生涯学習行政がやらなければならないことは、利用、活用としてどのような内容が期待できるのかをきちんと想定していかなければならないと思います。今現在公民館活動として活動している団体や、イベント、事業などを整理し、継続的にさらに発展して活動できる行政支援を行わなければならないと思います。また、新たなイベントして期待できるものはないかなど、各課の横の連携を深めて、情報を交換し、ソフト事業の集約を図り、効率的な施設活用を考えていく必要があると思いますが、これまでの公民館等の建設計画のことが、生涯学習関係団体等に建設計画の情報が伝わっていないのが現状ではないでしょうか。百人委員会での情報収集ということが昨年からの多い答弁ですが、必ずしも百人委員会が町民の声を全て代弁しているわけではないと思います。百人委員会は、条例ではなく、要綱によって設置された委員であり、各課には法により条例で定め、町が委嘱している各種委員もいると思いますので、順番を間違わないように、多くの町民の声を反映させていただきたいものです。いずれハード事業の前にソフト事業を念頭に入れて建設計画を進めていただきたいと思いますので、そのことについてのご答弁をお願いします。

最後に、3点目の生涯学習カレンダーの作成についてです。現在、平成28年度の生涯学習カレンダーの作成に取り組んでいると思います。生涯学習カレンダーは、生涯学習の町宣言の年から役場全ての課及び関係機関のあらゆる行事を網羅し、町の生涯学習事業を調整する町のコントロールタワーの役割を果たしている軽米町の代表的な生涯学習事業の一つだと思います。町民の方々の情報収集にとって貴重なカレンダーとなっており、町民生活に欠かせないものとなっているのではないかと

感じております。いいものはいいものとして、よりよい方向で継続していただきたいと思うところですが、当初の目的を念頭に入れた事業への取り組みになっているのか、いま一度検討いただきたいと思います。もしかしたら、各課、関係機関、学校等から上がってきたものを調整する場も設けなくてそのまま掲載してはいないでしょうか。やはり町全体で取り組む行事などにおいては、関係機関からの参加協力は欠かせないことだと思います。できるだけ早い段階で新年度の行事日程を収集し、協議を重ねながら、それぞれの行事が重ならないよう工夫が必要ではないでしょうか。その役割が生涯学習カレンダーの作成にはあると思います。

作成に当たり、庁舎内での協議の場を設定されているでしょうか。もしかすれば、メールだけの伝達で済ませてはいないでしょうか。お互い質問、意見などを交わし合い、庁舎内でのコミュニケーションを多くしながら、共通理解を深めながらの作業を期待したいものです。各関係機関、団体等が行事を決定する上においても、ほかの行事などの情報提供があれば、お互い参加対象がダブらないような工夫もなされるのではないのでしょうか。大変な業務だとは思いますが、生涯学習推進の趣旨を明確にし、常に目的達成のために努力していただくことを期待したいものです。生涯学習カレンダー作成の取り組み状況についてお願いいたします。

以上、生涯学習の町宣言から30年目を迎える年に当たって、節目における取り組み状況及び個々の事業検証を含めて質問させていただきました。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の生涯学習の町宣言30周年を迎えての質問についてお答えいたします。

まず、軽米町は、昭和62年4月に生涯学習の町を宣言し、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」を基本理念とし、協働参画による町づくりを進めてまいりました。近年人口減少や高度情報化など、私たちを取り巻く社会は著しく変化し、便利な環境である反面、ゆとりのない生活に追いやられている状況がございます。軽米町に暮らす町民一人一人が自分に合った学習活動により、充実した生活と生きがいのある人生を送るため、学習機会の提供やスポーツ活動の推進と学習環境の整備及び各種施設整備などを計画的に進めてまいりたいと思います。生涯学習の町宣言から30年の節目に当たり、これまで先人が積み重ねてまいりました実績を生かし、生涯学習フェスティバルに代表される住民の皆さんが自発的に学習し、参加するような推進体制をさらに継続、発展させるとともに、時代の変化に合わせた取り組みについても町民の皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと思います。

平成28年度は、生涯学習の町宣言から30年目の節目となりますので、記念するイベントについても計画してまいりたいと思います。

次に、総合体育大会、町民体育祭についてですが、少子化や参加意識の変化などから、参加団体、参加者が減っている状況はご存じのとおりだと思います。これまで実施種目の変更などを行い、参加者をふやすべく取り組みを行ってまいりましたが、参加者がふえるまでに至っていない状況でございます。今後は、さらに住民の方々から広くご意見を伺いながら、開催方法等を検討してまいりたいと思います。

新たな社会教育施設の整備につきましては、（仮称）交流駅整備構想とあわせ、老朽化した公民館、図書館にかわる生涯学習の中核となる施設の整備を検討してまいりたいと考えております。整備の方向が定まりましたら、施設内容、規格等について、住民の皆様から意見をお聞きする機会をつくりながら進めてまいりたいと思います。

生涯学習カレンダーにつきましては、現在2月末を目途に関係機関からイベントの情報の提供をしていただいているところでありますが、今後は提供いただいた事業名、開催日等、関係機関にお知らせし、日程調整等をお願いしながら、4月の発行を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 今のご答弁、30周年記念イベントを開催する方向であるということをお聞きしまして、今までの30年を総括しながら、各それぞれの担当職員等もそれを理解しながら、イベントに取り組んでいただければなど。30年という年月については、職員の方々も非常に入れかえが激しくなって、若い人たちが多くなっていると。生まれる以前に始まっているというふうな人たちも多くいると思います。そういうときに、軽米町の生涯学習の意義というのは何なのかということをはりいまい一度検証することも職員として非常に大事なことではないのかなというふうに思います。私自身も長く携わってきておりますので、苦労は大変なものだというふうに考えますけれども、苦労が多いからやめるのではなく、それに向かって、とにかく一つ一つでもいいから解決していくのだという姿勢を職員に期待したいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと。もし何かコメントがあれば、それで最後の質問とさせていただきますので、よろしく願いします。

○議長（松浦 求君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 生涯学習とか、あるいは諸行事につきましてたくさんのご提言をいただきまして、ありがとうございました。

お話ございましたのですが、新年度、平成28年度におきまして、教育委員会でもたくさんの事業を予定しておりますが、その中で特にも平成28年度は希望郷いわて国体開催の年でございます。そしてまた、お話ございました生涯学習の町がスタートして一区切りになる年度であると、そういう認識を持って平成28年度はスタートしたいというふうに考えております。

お話ございました記念イベントにつきましてですが、これから詳細を詰めてまいりたいというふうに思っておりますが、生涯学習に関連して講師をお招きしての講演会等々、検討してまいりたいというふうに思っております。時期につきましては、国体開催の関係もございますので、国体後が適当かなと今は思っておりますが、こども含めて、そしてまた現在ある事業にプラスして実施するか、あるいは単独で実施するか等々も含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

そのほか、町総体とか町民体育祭についてもご意見いただきました。また、公民館とか図書館の運営等についてもご意見いただきました。特にも公民館、図書館の運営につきましては、現在でも町民の皆様のニーズ等にお応えする、あるいは学習機会の提供に鋭意努めているところでございますが、私が特に感じておりますのは、これらの運営に本当に多くのボランティアの方々のご協力がある、そしてまたご協力いただいている方が本当に多いということを感じます。この方々の献身的な活動によって、これらの図書館あるいは公民館の活動を大きく支えていただいているということを感じております。今後の事業運営等の中においても、この皆様のご意見をより積極的にお伺いしながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれ今いただきましたご提言を初め、町民の皆様のいろいろなお声にしっかりと耳を傾けながら、今後も熟議の中で方向性を定めてまいりたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（松浦 求君） 午前中はこれで終了したいと思います。

暫時休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇11番 細谷地 多門 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問を行います。

通告順によって、11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 約1年ぶりぐらいでしょうか、一般質問の席に登壇していますが、ちょっと質問が遠のいたせいか、地に足がついていないような感じがしますが、頑張って質問していきたいと思いますので、どうぞよろしく答弁のほどお願いしたいと思います。

今回の一般質問に際しまして、私は3項目について通告しておりました。

1項目めは、TPPに関する農業政策についての質問であります。最近TPPという言葉をよく耳にしますが、参加12カ国による環太平洋経済連携協定の頭文字をとってTPPと略称で呼んでいるようですが、国の施策で将来参加推進を積極的に推し進めようとしています、そもそもTPPとはどんなものなのかを含めて、意義、それから定義についてと発動時期、開始時期についても、町民の皆さんへわかりやすく説明いただきたいと思います。それが1点であります。

2点目は、我が国、明治維新以来とも言われるほどの大転換期を迎えようとしている今、後継者不足などからくる離農世帯の増加、不安定な経営など、農業を取り巻く現状、環境の厳しさが増す中、国、政府は一体何を考えているのだろうと非常に強い疑問を持ちます。昨年秋ごろ、TPP交渉参加12カ国協定の大筋合意に至ったというニュース、報道を聞きましたが、これまで私たち軽米町議会においても、TPP交渉参加を行わないことを求める意見書や、TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退、調印中止を求める意見書等を内閣総理大臣、衆参両院議長宛てに何回か提出しております。全国各地地方自治体ほとんどにおいても、また農業委員会や農業者団体等からもTPP交渉参加反対の意見書や要望書が提出されているのはご案内のとおりであります。しかし、結果的にこのような現状を見るにつけ、政府に届かない地方の声のむなしさ、悔しさをまざまざと感じずにはおられません。

岩手県は、1月中旬、TPPによる県内農林水産物の生産減少額を約40億3,000万円から73億円とする試算を公表したという新聞記事を目にしました。TPP参加による発動、執行に伴う本町の農林業、その他の産業に及ぶ影響と試算について伺いたいと思います。

3点目は、発動、執行された場合、はかり知れない打撃、影響を一番に懸念しますが、TPPによる本町の農林業、その他の産業衰退保護が当然求められ、応えていかなければならないわけですが、そのことに対する保護政策を今後どのように展開、実施するのかを伺いたいと思います。

以上3点について、よろしく願いいたします。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） 細谷地議員のTPPに関する農業政策についてのご質問にお答えします。

T P P の定義、発動の時期についてお答えします。T P P は、トランス・パシフィック・パートナーシップの頭文字をとっています。日本語に訳すと、環太平洋パートナーシップ協定と呼ばれ、太平洋周辺の 1 2 カ国、チリ、ペルー、メキシコ、アメリカ、カナダ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドなどによる包括的な経済連携協定をいいます。アジア太平洋地域での自由貿易圏の構築を目指すための協定のことで、参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としており、例外規定がない関税の自由化とも言われております。

協定の発効条件は、2 月 4 日の T P P 調印式署名日後 2 年以内に 1 2 カ国全て批准した場合、それ以降の場合は日米を含む最低 6 カ国が批准して、その G D P が域内全体の 8 5 % 以上に達することが発効条件となっております。

次に、T P P 参加、執行に伴う本町の農林業その他の産業に及ぼす影響と試算についてお答えします。平成 2 8 年 1 月、農林水産省農林水産分野における T P P 対策の中で、品目ごとの農林水産物への影響について、総括表で合計 4 0 品目について、特段の影響は見込みがたい品目として麦芽、小豆、インゲン等、影響は限定的と見込まれる品目としてオレンジ、リンゴ、サクランボ、鳥肉、鶏卵、合板等、国家貿易以外の輸入の増大は見込みがたい品目として米、当面輸入の急増は見込みがたいが長期的には関税引き下げの影響が懸念される品目として牛肉、豚肉等とあります。

また、岩手県では、T P P 協定交渉大筋合意により想定される本県農林水産業への影響（中間取りまとめ）の中で、重要 5 品目の中の米の本県への影響等については、安価な米の輸入が増大し、流通量が増加した場合には、業務用米を中心に国産米の価格の下落が懸念される。牛肉の本県への影響等については、安価な牛肉の輸入が増大した場合には、輸入牛肉と競合する乳用種や交雑種を中心に国産価格の下落が懸念される。豚肉の本県への影響等については、安価な豚肉の輸入が増大した場合には、国産豚肉の下落が懸念されるとあります。

以上、国、県等の現在の見解の概要を申し述べましたが、試算段階での条件等について、軽米町においてはその数字が想定できないため試算はできない状況でございます。また、その影響についても、県の状況とおおむね同じであります。

次に、T P P による本町の農林業その他の産業衰退保護政策についてお答えします。T P P については、農業が基幹産業でもある当町にとって、その発効は大きな影響が想定されます。政府は、T P P 対策として平成 2 7 年度補正予算、平成 2 8 年度予算等で対応すると表明しております。このことから、当町におきましては関係機関等と連携して各種情報の収集に努め、強い農業の確立を目指し積極的に対応してまいります。

また、2月16日、岩手県町村会副会長の山本町長は、農林水産省を訪れ、TPPが米や畜産など幅広い県内の農林水産業に与える影響は大きいとし、万全の対策を講じるよう森山農林水産大臣に要請しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 今担当課長から説明いただきました。それで、課長の説明はわかりましたが、ただ町長からもお伺いしたいのですが、町長、今私前段で3点について質問したわけですが、町長はこの質問に対して、一番私が懸念するのは、何回も申しますが、3点目の部分であります。発動、執行した場合はわかり知れない影響。これは、今課長のほうから数字的なもの、国、県の試算といいますか、試みの数字。最初は報道等ですごく心配されたけれども、国等の説明でだんだんそうでもないというふうな言い方、余り悲観することなく、これから成長戦略として積極性を持って海外にどんどん売っていくのだという、海外で通用する農作物をつくっていくのだというふうな、テレビ等を見ますと、国等の答弁内容といいますか、説明が聞かれる場合がありますが、しかし私たちのような中山間で、しかも米、あるいは畑作物、それから畜産という、大変厳しい環境の中で取り組んでいる農家にとっては非常に……海外を相手に、またグローバル的な仕組みといいますか、そういうハードルを乗り越えてやっていこうという気構え持っている農家が、後継者がどれだけいるかということ考えたときに、不安をなかなか払拭できないと思っています。その中で、町長の基本的な考えを伺いたいのですが、発動、開始した場合の保護と言え、いつも手当てのような感じするのですが、やはり意識を持って認識をしながら守っていくのだと、本町の基幹産業の農林業を守っていくのだという、この不安を、これから後継者もある農家、あるいはこれから農業を続けていこうというその農家に対して、不安がどうも払拭されていかないという部分であります。その部分について町長から再度取り組みについての認識、それから基本的な考え、姿勢、お伺いできればと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 確かに今細谷地議員がおっしゃるように、国のほうはこれを契機にさまざま海外に打って出るとか、経済成長戦略、さまざま出ているようでございますが、当軽米町のような中山間地域は、やはり他の地域と違って条件不利地の状況であるというふうに思っております。そういうことで、今後こういったTPP対策等、国にも万全を期していただきたいと思っておりますし、また町としてもこれからさまざまな方向で対応していかなければならないと思っております。具体的に、

集約化しながら集落営農、それから畜産団地等の形成等しながら、そしてまたさらには高付加価値をつけた6次産業化等、内発的な雇用の場を創造しながら強い農業づくりを強力にやっていかなければならないというふうに思っております。

私も、国に対して県の町村会を代表いたしまして、森山農林水産大臣にも直接お会いして、その話を力強く訴えてまいりましたし、また大臣もそれに対しては、積極的にTPP対策はやっていくというふうなお話をいただきましたので、さらにまたその中身を精査しながら、国、県と連携しながら頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 1項目について、再々質問ではありませんが、要望しながら次の質問に移りたいと思いますが、町長から今考え方、これからの姿勢を伺ったわけですが、本町の基幹産業である農林業の部分について衰退の傾向が今後見られないような、TPP発動に対する抵抗力といいますか、ある程度の歯どめ、そういった、国、県との連携も必要でしょうし、また独自で農業政策を展開していくというようなことの必要性をすごく感じております。農業就労人口が減らないように、どうぞ町長これからも鋭意努力していただいて、我々議会と一緒に取り組imiをお願いしたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。要望であります。

2点目は、町づくりについてであります。去る3月3日に開会した本会議において、山本町長施政方針演述の中でも触れられておりましたが、新年度の予算編成における町づくりの観点から、どういうところに何に主眼を置いて予算編成に当たったのかを伺いたいと思っております。それが1点目であります。

それから、2点目であります。行政改革大綱案について伺いたいと思っております。地方行政においては、執行者側、当局側といいたしめようか、当局側とチェックする側、私たちの議会側であります。車の両輪の関係でバランスを保ち、常に町民の代表であるがゆえに、公正、不偏で、しかもより多くの町民の立場に立った姿勢で臨まなければならないと思っております。その意味合いからも、お互い緊張感を保ちつつ、町民の負託に応えていかなければならないことは言うまでもありません。

なお、私自身、所属する議員議会においても、行政改革という共通点が当然あることから、議会のあり方、現状に踏み込んだ内容もお話しさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。私自身も含め、議会のあり方、姿勢については、軽米町議会そのものが町民のニーズに果たして応え切れているのだろうかとも強く感じております。もしかしたら行政改革の中でも、私たちの属する議会部分が町民

の皆さんから見ても納得のいく議会改革がなされてこなかったのも否めない事実であると思っています。議会改革の部分は、一番後回しにされ、おくらせているのかもしれない。前回議員定数削減については、残念ながら現状維持で見送られました。町民に活動内容や存在感を与える上でも、前回途中まで調査研修した軽米町議会の基本条例設置がいまだ実現していないことであります。

ちなみに、県内18町村のうち7町村が既に基本条例を設置しています。行政執行者側を監督、チェックする機関ともいうべき議会であればこそ、私たち議員一人一人町民から信頼され、これまでの不透明な部分については町民の皆さんに説明責任を果たし、払拭していかなければなりません。私たち議員一人一人が改めて襟を正さなければなりません。そのような姿勢を満たしてこそ、相手側を監督、チェックできる機関でもあり、堂々と胸を張ることができると思います。

議会においても、最近明るい話題が発生しまして、定例議会ごとに年4回、議会で決まったことや内容などを発刊してきた議会だより、昨年9月定例議会に既に第203号を数えるほどになり、県内13町村の応募による平成27年度第34回岩手県町村議会広報コンクールにおいて、入選3席、上から4番目という快挙をなし遂げたことです。それも先人による第1号からの積み重ね、脈々と受け継いできた先輩方のあかし、また議長による発行時期などの見直し実施や改善要望、編集委員の努力、担当職員の努力による結果であると思っています。今後は、ぜひ特選を目指してほしいものであります。

平成28年度から平成32年度までの第5次軽米町行政改革大綱案の内容について伺いたいと思います。それが2点目であります。

それから、3点目は、これまで第4次行政改革大綱、第5次行政改革大綱案との内容の違い、方針の違いについてお尋ねいたします。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の町づくりについてのご質問にお答えいたします。

初めに、新年度予算編成における町づくりの観点からの主眼についてのご質問にお答えいたします。施政方針でも申し上げておりますが、新年度予算編成につきましては、新軽米町総合発展計画及び総合戦略に定めた目標達成に向けた施策を着実に推進し、豊かで安心して生活できる魅力ある地域社会の創造を主眼として編成したところであり、具体的には、喫緊の課題である人口減少の鈍化を図るため、子育て支援の一層の充実を図るほか、再生可能エネルギー事業の推進などによる雇用の創出に取り組むこととしております。また、総合戦略で計画しております（仮

称) かるまい交流駅につきましては、適正な整備内容となるよう補正予算で対応することといたしました。さらに、老朽化が進んでおります公共施設等については、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な管理を行っていくこととしております。

次に、第5次軽米町行政改革大綱案の内容についてのご質問でございますが、軽米町行政改革推進委員会より答申をいただき、2月26日に第5次軽米町行政改革大綱を策定したところであります。今後ますます厳しくなると予想される財政状況の中で、健全な財政運営を堅持しつつ、質の高い効率的な行政サービスを提供してしていくことなどを目標に、4項目を推進の大きな柱とし、項目ごとに具体的な取り組みを定めております。

1つ目の町民との協働による町づくりでは、百人委員会の充実やパブリックコメントの実施、各種委員会等の一般公募制と女性登用の拡大の推進などにより、町民と手を携えながら、創意と工夫を凝らした町づくりに取り組んでいくこととしております。

2つ目の質の高い行政サービスの提供では、各種証明書の受け取り時間の延長などによる町民の利便性向上や、事務事業評価の実施などによる効率的で効果的な事務事業の推進に取り組んでまいります。

3つ目の行政組織運営の確立では、限られた職員数と財源の中でより効率的に事務事業を進めるため、組織機構の見直しや新採用職員のスキルアップ研修などを定めております。

4つ目の健全な財政基盤の維持では、町税等の徴収強化やふるさと納税の推進、町単独補助金の事業効果の実施などにより、歳入の確保と計画的な財政運営に努めてまいります。

次に、第4次改革大綱と第5次改革大綱との内容や方針の違いについてのご質問ですが、目指す方向性は基本的には同じであり、先ほど申し上げた推進の主要事項4項目は、第4次改革大綱の主要事項と同様の内容であります。第4次と第5次との違いは、実施計画に示した具体的な取り組みであります。第4次から引き続き取り組む項目もございますが、告知放送サービスの実施や小中学校の統廃合の推進など、第4次の行政改革で目的を達成したものは、第5次の取り組み項目から除外し、新しい取り組みを定めております。具体的に申し上げますと、百人委員会のさらなる充実や新採用職員のスキルアップ研修、事務事業評価の実施による効率的で効果的な事務事業の推進など、新たに7つの取り組みを計画に盛り込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

それで、事務事業の運営についての答弁もございました。その部分で再質問したいと思います。過去、職員による業務怠慢といいますか、事件があったわけですか。それは、数年前でありますか、一般住宅あるいは畜舎等の部分で、そういう物件の建物、建った後は建物評価をするわけですが、そういう評価、未評価といいますか、評価がきちっとしていないという、未評価の部分が発覚しまして、それから私たちが調査特別委員会を設置して検討したわけですが、その中でこれまでの部分を整理しながら、それからこれからの防止策といいますか、未然に防止する部分、要するに法令遵守といいますか、横文字でコンプライアンスと呼ぶようではありますが、そういうのを改めて検討したり、また認識、また組織の枠組みを示して実施していくというようなことを提示受けたわけですが、私たちも一緒になって検討して、これからはお一層このようなことが起こらないように認識して行政執行に当たっていただきたいというような旨の結論で終わったわけですが、そういう部分について法令遵守の、円滑に動いていると思うのですが、その部分の現在の様子をお聞かせいただきたいと思います。その後の改善、改良の部分があったのかどうか、そういう課題等が見えてきたというふうなことがあればそれをお知らせいただければと思います。いずれ現在の様子を伺いたいと存じます。そのことが1点。

また、事務事業の運営についてでありますか、一般町民あるいは外部の一部の方、私も前の総務課長のときでしたか、一般質問で取り上げたことがありますか、役場業務遂行の妨げとか妨害、ないとは思いますが、これまでに例があるのかどうか、またあるとすれば実例を伺いたいと思います。

それから、ないとすれば、それはそれでいいのですが、今後予想される住民の知る権利、情報開示など、そういう部分であり得ると思っています。そういう住民の知る権利とか情報開示を楯にまた執拗につきまとうといいますか、さまざまな面で業務遂行に支障が生じるようなことがあるとすれば、出るとすれば、町民に多大な損失、迷惑をかけるわけですが、そのような場合は毅然とした態度で臨むこと、それからそれらに準ずる行為を行った場合に法的手段をとるべきだと私は強く思っておりますが、そういう点についてもお聞きしたいと思います。

以上2点について、よろしくどうぞお願いします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

○総務課長（日山 充君） 2点ご質問があったと思っております。

初めに、不祥事が生じたことによる、それを未然防止するような検討、あるいは体制はできているかということでございます。以前あった未評価問題に関しましては、その後二重にチェックする体制をとって、未評価等が生じないような取り組みをさせていただいておりますし、いずれ職員の業務内容についてはグループの中で、

あるいは課長等がその職務の遂行状況を確認しながら、そういうふうなことがないように努める体制で今は臨んでおります。そのことにつきましては、現在取り組んでおります職員の評価、事務評価の関係の中でもその項目がございますので、それに沿って取り組んでまいりたいと思っております。

あともう一点の関係は、住民の方からのご意見とかご質問、あるいはいろいろなことで業務に支障が出ていることはないかというご質問だと思います。全くないかといえば、そういうことは実際あるわけなのですけれども、例えば何を言っているのか内容がわからないような電話で、頻繁に電話をかけられる方もいらっしゃいます。お酒を飲んでいる状態の中でお話をされている方もいらっしゃいますし、ご自分の意見を町のほうに伝えたいということで、長時間にわたる電話等をいただくこともございます。ご意見をいただくことについては、町政に重要な部分もございますので、私たちとしましてもその内容を十分精査して対応させていただいております。また、明らかに業務に支障が生じるような場合につきましては、対応マニュアルを作成してございます。それに沿った形で対応できるように努めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） ありがとうございます。業務の遂行といいますか、推進に当たってはなお一層頑張ってくださいますし、また我々も協力しながら一緒にやっていきたいと思っておりますから、どうぞ今後とも課題等に対処しながら臨機応変に努力していただきたいと思っております。そのことを要望したいと思っております。

3項目めの町道の維持管理について質問いたします。去る1月の末ごろでしたか、しめって非常に重い大雪に見舞われ、本町でも中心部以外ほとんどの地域が長時間にわたり停電にもなり、不自由な生活を余儀なくされ、大変な思いをしました。しめった大雪による町道の道路沿いの倒木等により、除雪作業や一般車両の通行の妨げになっている樹木などの計画的な伐採を行ったらいかがかという質問が1点目です。

それから、2点目は、最近各地でよく耳にする異常気象によるものなのかどうか、想定外、予期せぬ自然災害等、そのことに伴って今後も突発的な大雪等予想されることから、除雪車両等の設備の充実、町民の足を守るという立場から、体制、どのような認識、実施しているのかを伺いたいと思っております。

その2点についてよろしくどうぞ。

○議長（松浦 求君） 地域整備課長、新井田一徳君。

〔地域整備課長 新井田一徳君登壇〕

○地域整備課長（新井田一徳君） それでは、細谷地議員の町道の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

1月18日から19日にかけての大雪の際に、国、県道含め二戸管内で多くの倒木が発生したところであり、倒木の中でも電力の電線及びN T Tの電線を巻き込んだ倒木が発生し、除雪作業に影響が出たところでもあります。電線を巻き込まない倒木については、早急に伐採作業を実施し、可能な限り一般車両等の通行を確保しましたが、電線を巻き込んだ倒木については感電等のおそれがあり、管理者でなければ伐採作業ができないことから、管理者への伐採作業を要請し、除雪作業を実施したところでもあります。

樹木等の伐採については、平成22年と平成23年には国の緊急雇用対策事業を利用し樹木等の伐採作業を実施し、その後については道路維持作業員を雇用し、継続して定期的な巡回を通じた道路状況に応じた維持作業を実施しているところでもあります。

町道沿いの樹木については、道路の所有者が管理することが原則なため、通行に支障等のおそれがある場合には、その都度所有者の了解を得て伐採作業を実施しており、平成28年度には土地所有者へ適正な管理のお願いを周知するとともに、道路パトロールを実施し適正な維持管理を進めてまいりたいと考えております。

次に、除雪体制についてお答え申し上げます。現在通常降雪時においては、町所有の機械10台、委託業者所有の機械8台、計18台で除雪作業を実施しており、また異常降雪時には委託業者が所有する大型ロータリー車、グレーダー等の出動を依頼し、除雪作業を実施してきたところでもあります。道路維持車両につきましては、乗用ロータリー除雪車を購入し、歩道除雪や道路の拡幅除雪を実施しているところであり、今年度は老朽化しました除雪ダンプを更新しました。今後におきましても計画的に除雪機械の更新等を実施し、冬期間における交通の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 今担当課長から答弁いただきました。

それで、再質問であります。課長の答弁は道路沿いの倒木と、それこそ町道部分は民間の土地がほとんどなわけですが、そういうふうにあって所有者が維持管理すること、してもらうのが原則であるというような説明受けました。私もそのとおりでと思っています。ただ、私も車で通りながら感じるのですが、雪解けが始まったり落ちついてからも、ずっと半分ぐらい、3分の1ぐらい、半分はちょっと極端な話であります。道路幅の約3分の1ぐらいに枝等がまだ覆いかぶさって、片側

通行のようなジグザグの通行を余儀なくされているという一般車両が見受けられませんが、どことは言いませんが、各地にそういう部分がまだ残っていると思っています。これらを土地所有者に求めてもなかなか簡単にスムーズにいかないのかなという部分を持っております。

それで、何年前だったか、ちょっとはっきりした……取り組んだ……忘れましたが、過去緊急雇用でしたか、緊急雇用対策事業だったかな、そういう部分で計画的にある程度倒木のおそれがあるようなところ、覆いかぶさって見通しが悪いような地域というか、そういう町道、部分的に伐採、結構長い距離で伐採したのを見ますが、今はそのような事業はないのかどうか。何か見つけられないものかどうかということをも1点聞きたいと思えますし、またそのような取り込める事業を何か見つけて、これから企画を考えてはどうかと。除雪作業に当たっている現場のオペレーターの方はよく、各路線、全部とは言いませんが、把握していると思います。例えばあの線は木がかぶさってひどいとか、そういう部分が結構あるのではないかと思います。そういう部分で優先順位といいますか、そういうのをピックアップして、抜粋して、それを取り組めたらなという観点からこういう質問をさせていただきました。そのことについてもう一度お答えお願いできればと思います。

また、町長からお伺いしますが、今前段で私質問した部分で、2点目の突発的な大雪による、特に中心街ですか、本町の中心街といいますか、既存の商店街も雪捨て場がないといいますか、速やかに片づけられない各世帯の対応といいますか、思うようにならないという。非常に通行の妨げといいますか、歩行者にも大変、また混雑ぶりといいますか、それが圧雪になって固まって、なかなかスコップの歯が立たないというような状況。町長も出勤時、退庁時、さまざま歩いている中で結構見受けていると思うのですが、その部分についてどのように感じていらっしゃるのか。といいますのは、この間テレビでもやっていました、秋田県だかどこだか。岩手県も、自治体、何カ所かあるようです。隣村の九戸村でも展開していると聞きますが、流雪溝と言ったですか、雪を流す溝と書くのですが、流雪溝なるもの、そういうのが中心商店街、あるいは混雑が予想される人通りの多い、車両の多い部分に設置できないものかどうか。検討するに値すると私は非常に思うのですが、いかがですか。これは、詳しくはわかりませんが、川の水の流れ、大きな水路を利用して、その水路を迂回させることによって金属のグレーチングというのですか、観音開きのハッチをあけて、雪を流し込むというようなこと。除雪の運搬、それから捨て場に持っていくという作業、私は限界があると思っています。行政の出動する重機等さまざま、一度に広範囲にわたるものですから、主要道路に出向いていかなければならない、細部の地域までは入れない、中心部の商店街の中までは対応できないというのが実際のところかなと思って、そういうのがあれば非常に画期的であるし、いいな

と思っておりますが、中心部の住民の方々はそのようなのであれば大変助かると思うのですが、その点について町長、答弁いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦 求君） 地域整備課長、新井田一徳君。

〔地域整備課長 新井田一徳君登壇〕

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほど再質問の中で、細谷地議員のほうから緊急雇用対策事業、今でもあるのかという1点目でございますが、緊急雇用対策事業は現在もやっております。そして、地域整備課では事務職のほうの道路台帳整備のほうを緊急雇用事業でお願いしてやっております。

そうしまして、道路維持作業についてなのですが、緊急雇用対策事業とは別に道路維持作業員を雇用いたしまして、継続して定期的な巡回をしながら、枝等が出たところ、危険なところ、普通乗用車が通っても例えばマイクロバスとかそういった車高の高い車が通りづらいような部分等、詳細に巡回等しながら道路状況に応じた維持作業を実施しておるところでございます。

私からは、以上答弁いたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も毎朝歩いて通っておりますけれども、先般大変な水分の多い雪が一度に降りまして、その後大変な寒冷といたしますか、冷え込んで、非常に路面が凍ったために、私も大変通うのに苦労しました。この点に関しましては、積極的に融雪剤、それから細部にわたりましての除雪、それからまた凍った路盤の氷を砕いて除去するとか、さまざまな対応を充実させながら対応していかねばならないと思っております。特に本町、公民館通り、大変高齢者の方々も難儀しておったようでございますので、そういった対応を充実させてまいりたいと思っております。

また、流雪溝のお話もございました。これは、融雪溝と流雪溝、流すやつと解かすやつというふうなことであるのですが、これもあれば大変いいわけではございますが、経費等も非常にかかることが予想されますので、そういった件に関しましてはこれからの財政状況等見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（松浦 求君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 3 番 田 村 せ つ 議員

○議長（松浦 求君） 3番、田村せつ君。

〔3番 田村せつ君登壇〕

○3番（田村せつ君） 一般質問は4回目となりましたが、しかも本日の最後ということもあって緊張していますが、一生懸命お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

子育て環境、子供の遊び場についてお伺いします。軽米町は、子育て支援日本一を目指して着実に実現に向けて進んでいると感じています。さて、近年ゲーム機などの普及により外に出て遊ぶ子供が少なくなったと言われております。さらに、町内には公園など遊べる場所がないに等しいです。そのことも子供が外に出て遊ぶ機会を減らしているように思います。心身ともに健康で活動的な子供を育成するという観点からも、町内に遊具のある公園を設置し、子供たちが遊べる環境をつくることも大事な子育て支援政策の一環と考えます。

そこで、次のことをお伺いいたします。さきにも述べましたように、町内には子供たちが安心して遊べる公園はありません。無論これから建設予定の（仮称）かるまい交流駅の中には子供の遊び場の計画はあると思いますが、ぜひ屋内だけでなく、屋外にも遊具のある公園の設置を求めます。

次に、向川原親水公園についてですが、親水公園は老朽したあずまやがあるだけで、公園とは名ばかりで、とても閑散としております。せっかく設置した公園です。老朽したものは早急に整備し、遊具を設置し、明るいイメージの公園を求めます。

最後になりますが、ハートフルスポーツランド競技場についてです。春にはシバザクラが見事に咲きこぼれ、運動会、野球、パークゴルフと、町民が一堂に会してスポーツを楽しむすばらしい場所だと思います。しかし、小さな子供にとっては、遊び場と言える場所はありません。イベントがあっても、途中で飽きてしまい、帰らなければならないという保護者の声を耳にいたします。競技場は、家族や町民が触れ合う大切な交流の場でもあります。一角に小さな子供が遊べる遊具のある場所の設置を求めますが、いかがかお伺いいたします。

以上のことについて申し上げました。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の子育て環境についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町中心部の遊具のある遊び場につきましては、保育園や幼稚園などを除き、議員ご指摘のとおり設置されておられません。町といたしましては、子育て環境を整える上で、誰でも気軽に安心して利用できる公園の整備は重要であると認識しております。しかしながら、子供を安心して遊ばせる環境を維持するためには、十分な管理ができる体制が必要であると考えております。このことから、総合戦略で計画しております（仮称）かるまい交流駅の整備とあわせ、附帯施設として子供の

遊び場を整備することにより、安全性の確保ができるものと考えております。

次に、ハートフルスポーツランドの一角に遊具の設置を求めるがご質問にお答えいたします。ご存じのとおり、ハートフルスポーツランドは、競技場、駐車場を除き平坦な場所が少ないことから、平坦地はグラウンドゴルフ競技等で利用していることから、難しい面がございますが、町民の皆様のご要望をお聞きしながら、今後設置の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、向川原地区親水公園は閑散としている、老朽化している長いすは整備し、明るいイメージの公園を求めるのご質問にお答えいたします。防災センター隣の親水公園は、平成11年10月に甚大な被害を受けた豪雨災害の復興事業として、岩手県が河川災害復旧関連緊急事業等を活用し、防災ステーションの一環として整備したものであります。その後、平成15年5月1日に岩手県と町で締結した二級河川雪谷川河川防災ステーション及び二級河川坊里沢河川公園に整備した施設の管理に関する協定書により、町で施設の清掃管理や保守点検、小破修繕など維持管理業務を担い、それ以外は県で維持管理業務を行っているものであります。

現在、親水公園内の施設としては、木製と自然石製のベンチ、照明灯、案内板、健康器具、あずまや等が設置されておりますが、整備されてから10年以上が経過し、ご指摘のとおり老朽化が目立っております。

施設の改修等については、施設の管理に関する協定書に基づき、県と協議しなければならないこととなっていることから、県に対し改修等について協議し、明るいイメージの公園として利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 3番、田村せつ君。

〔3番 田村せつ君登壇〕

○3番（田村せつ君） ただいまの町長の答弁で子供の遊び場設置につきまして、これから考えてくれることを確信いたしました。子育て支援とは、経済的な支援だけでなく、多方面から支援を考えていかなければならないと思っております。しかも、子供は地域の宝であります。その次代を担う大切な町の宝を心身ともに健康で活動的に育成していくためにも、多方面にわたり子育ての環境の充実を図り、さらなる子育て支援日本一を目指してほしいものと願うものであります。

終わります。

○議長（松浦 求君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は、3月8日、あす午前10時からこの場で開きます。本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時08分)